

敦賀・美浜・若狭地区《税の情報誌》

知らなくちゃ! 税

第 15 号 / 2007 年 11 月



三方五湖（美浜町・若狭町）

美浜町と若狭町にまたがって位置する湖。久々子、水月、菅、三方、日向の5湖からなる「三方五湖」は、それぞれが海水・淡水・汽水と違った性質を持っており、水の色が四季折々に不思議な色彩の変化を見せるので、「五色の湖」ともいわれています。

2005年11月にはラムサール条約指定湿地に登録されました。



発行 敦賀税務連絡協議会

ホームページアドレス

<http://www.taxtsuruga.com>

敦賀納税貯蓄組合連合会
敦賀青色申告会
社 敦賀法人会
敦賀間税会

北陸税理士会敦賀支部
敦賀小売酒販組合
敦賀商工会議所

資料提供

敦賀税務署
福井県嶺南振興局
敦賀市 / 美浜町 / 若狭町

この社会あなたの税がいきている



税を考える週間

11月11日(日)～17日(土)

「あなたも税のこと、
考えてみませんか。」

テーマ 少子・高齢社会と税



国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

敦賀税務署、管内市町及び敦賀税務連絡協議会においても、税の意義や役割などについて考えていただくための情報を提供いたします。

税は、私たちが健康で豊かな生活をするために、国や地方公共団体が行う活動の財源であり、私たちが社会で生活するための、いわば「会費」といえます。

その「会費」で支えられている私たちの社会は、少子・高齢化が著しいスピードで進んでおり、やがて、3人に一人が65歳以上という超少子高齢社会となり、更には、人口半減社会を迎える

ことが予想されています。

このような社会では、労働力人口の減少や、年金・医療などの社会保障関係費の増大が見込まれ、その財源となる税の役割はますます重要になります。

私たち一人ひとりが税の果たす役割を理解し、公的サービスと負担をどのように選択するかを含めて、税について真剣に考えていく必要があります。

主な行事

■ 税の作品展

11月3日(土)・4日(日) 若狭町文化祭
11月10日(土)・11日(日) 美浜町産業祭
～ご来場をお待ちしています～

■ 二胡と揚琴コンサート(入場無料)

11月6日(火) 午後3時開演
早翠学園オーバル・ホール
(敦賀市市野々 第二早翠幼稚園)



二胡奏者
鳴尾 牧子

揚琴奏者
山本 敦子

■ 無料税務相談(北陸税理士会敦賀支部)

11月14日(水) 午前10時～午後4時
敦賀市役所1階ロビー
～お気軽にご相談ください～

■ 記念講演会

11月15日(木) 午後1時45分～3時
ウェルサンピア敦賀 若狭の間
講師 金沢国税局総務部長 岸野 悦朗氏



<テーマ>
情報化社会における
税務行政のあり方について

申告も納税も、パソコンで。

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。
(処理期間を6週間程度から3週間程度に短縮)

さらに個人の方は・・・

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

- 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、e-Tax用の申告データが作成でき、作成したデータを当コーナーから直接電子申告できるようになりました(「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」を利用する場合に限ります)。
- 電子申告により所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子署名及び電子証明書を併せて送信した場合に、所得税額から5,000円(その年分の所得税額を限度)を控除(平成19年分又は平成20年分のいずれか1回)できるようになります。
- 平成19年分以後の所得税の電子申告においては、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類の添付を省略できるようになります(平成20年1月から適用)。

e-Taxで所得税の税額控除(最高5,000円)を受けるためには・・・

- STEP 1** 開始届出書を税務署に提出してください。
- STEP 2** 市町で電子証明書を取得してください。
- STEP 3** ICカードリーダライタをご用意ください。
- STEP 4** e-Taxの初期登録(税務署から通知した暗証番号の変更と市町で取得した電子証明書の登録)を通知書に記載された期限までに行ってください。



電子証明書の交付申請はお早めに

敦賀市・若狭町においては、おおむね30～40分で電子証明書を発行可能ですが、窓口が混みあっている場合にはこの限りではありません。

また、美浜町では電子証明書の発行に2週間程度かかります。

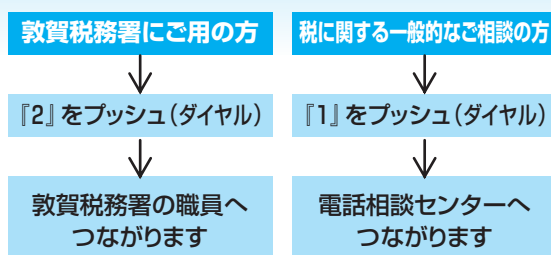
所得税の税額控除(最高5,000円)を受けようとする方の交付申請が増えると見込まれますので、早めの手続きをお勧めします。

(電子証明書の交付申請手続きについては、敦賀市市民課・美浜町住民安全課・若狭町住民課までお問い合わせください。)

電話の受付が自動音声案内に変わります。＜平成19年11月1日(木)から＞

敦賀税務署にお電話をいただいた場合は、自動音声でご案内しますので、税に関する一般的なご相談の方は、『1』を、敦賀税務署にご用の方は『2』を選択(プッシュ又はダイヤル)してください。

『1』を選択された場合は、金沢国税局「電話相談センター」に、『2』を選択された場合は、敦賀税務署の職員におつながります。



電話相談センター

「電話相談センター」では、国税に関する一般的なご質問やご相談について、金沢国税局税務相談室職員が電話でお答えします。
ご用件に応じて、担当の職員におつながりますので、自動音声案内に従ってご希望の番号を選択(プッシュ又はダイヤル)してください。

- 年金や給与又は事業などの「所得税」に関するご相談等…………『1』
 - 相続税や贈与税又は土地や株式等の売買などに関するご相談…………『2』
 - 法人税や源泉所得税又は年末調整などに関するご相談等…………『3』
 - 消費税や印紙税などに関するご相談等…………『4』
 - その他のお問い合わせやご不明の場合…………『5』
- ※「電話相談センター」へは、直接電話(TEL076-263-8080)することもできます。

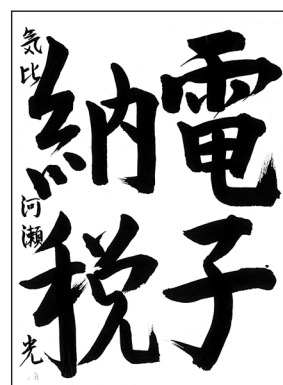
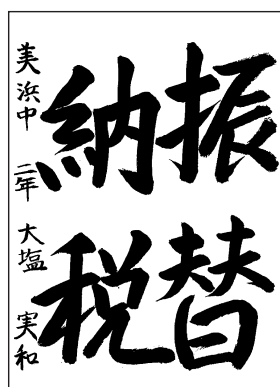
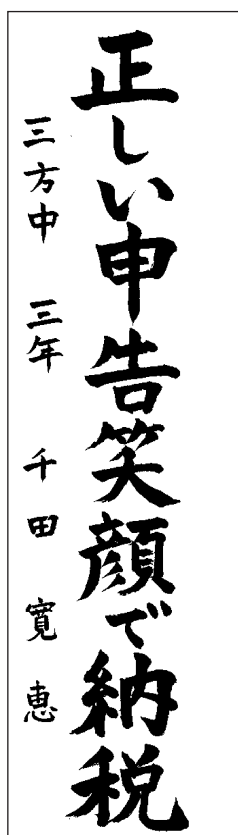
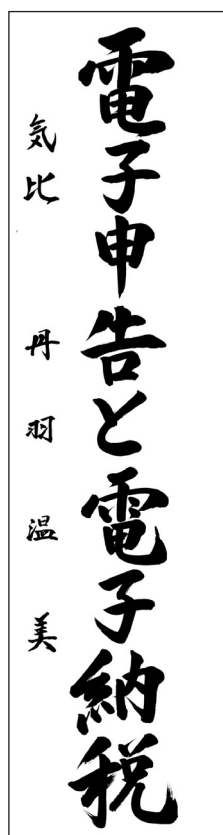
平成 19 年度 中学生の「税についての作品」入賞者

敦賀納税貯蓄組合連合会では、税についての理解と関心を深めていただくため、敦賀税務署管内の中学生を対象に「税についての作品」を募集しました。

本年は、作文、書道、ポスター合わせて 634 点の応募があり、審査の結果、次の方が優秀賞に入賞しました。多数のご応募ありがとうございました。

書道の部

- 福井県知事賞
小間 愛子（栗野中 2 年）
- 敦賀税務署長賞
丹羽 温美（気比中 3 年）
- 美浜町長賞
大塩 実和（美浜中 2 年）
- 北陸納税貯蓄組合総連合会長賞
古川 千紘（気比中 1 年）
- 福井県納税貯蓄組合総連合会長賞
千田 寛恵（三方中 3 年）
- 敦賀納税貯蓄組合連合会長賞
岸本 朱加（気比付属中 1 年）
河瀬 光（気比中 1 年）



作文の部

- 全国納税貯蓄組合総連合会優秀賞
中山 未緒（栗野中 1 年）
- 敦賀税務署長賞
山岸みなみ（気比中 2 年）
田中 友梨（上中中 3 年）
- 敦賀市長賞
田中 花（気比中 3 年）
- 若狭町長賞
津田 朋香（上中中 1 年）
- 北陸納税貯蓄組合総連合会長賞
塚田 隆義（気比中 2 年）
- 敦賀納税貯蓄組合連合会長賞
山田 裕子（栗野中 3 年）
- 敦賀青色申告会長賞
磯見 梨紗（栗野中 3 年）
桑名 秀和（角鹿中 2 年）
- (社) 敦賀法人会長賞
中村海乃梨（気比中 2 年）
宮本 和輝（栗野中 2 年）
- 敦賀間税会長賞
杉谷 侑亮（気比中 1 年）
中谷 史歩（栗野中 2 年）

教えて、税のこと

そうだ、税理士に聞こう！（北陸税理士会 敦賀支部）



氏名	事務所所在地	電話番号
中村 藤夫	敦賀市津内町	25-2222
森 輝夫	敦賀市神楽町	25-7770
渡辺 征二	敦賀市結城町	22-0019
安久 彰	敦賀市開町	23-0525
橋本 勉	敦賀市木崎	23-0215
松崎 利夫	敦賀市本町	22-0157
辻 達博	敦賀市中央町	21-1355
本川 芳宏	敦賀市相生町	21-3307
宗澤 一俊	敦賀市本町	23-2666
橋本 佳和	敦賀市木崎	23-0215
大道 永行	敦賀市若葉町	22-5255

氏名	事務所所在地	電話番号
宗澤 一郎	敦賀市本町	23-2666
田中 信幸	敦賀市新松島	25-8585
竹長 徹	敦賀市中央町	24-0855
西山 了信	敦賀市谷口	22-4226
山形 晃	敦賀市三島	22-2511
濱本 幸雄	敦賀市鞠山	22-2848
中村 淳	敦賀市津内町	22-1343
加藤 智二	敦賀市本町	22-0157
森口 春幸	敦賀市木崎	20-0116
古坂 貴司	若狭町仮屋	62-2218
竹長 妙	敦賀市中央町	24-0855



法人会の「税の啓発マンガ本」がリニューアル

「税って何だ？～これが人間社会だ！～」

（ゲゲゲの鬼太郎でおなじみ、水木しげる作）

法人会では、「税の啓発マンガ本」をリニューアルし、税金教室や税を考える週間の各行事、成人式で配布します。

法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。



社団法人 敦賀法人会

“税金”って？

栗野中学校 1年 中山 未緒

「税金ってどんなものだろう」私はふとそんなことを思い、パソコンで調べてみました。

税金とは、国や都道府県や市町村に納めるもので、公共施設をつくるために使われたり、私たちが生活するためのいろいろな活動に使われたりしています。これが、まず最初にわかったことです。公共施設（学校や図書館など）は、私もよく利用しますし、もちろん他の人たちも利用していると思います。それに警察署や消防署など、地域の安全を守るという活動にも使われているのですから、税金というものは、なくてはならないものなんだな、と思いました。

さらに調べていくと、今度は、「税金の種類」というのが気になりました。消費税や所得税、住民税などは聞いたことがありましたが、他にも固定資産税、自動車税、法人税、贈与税・・・など、たくさん種類があるようですが、大きく分ければ、国に納める国税と県や市町村に納める地方税の2種類にわけられます。私は、税金にこんなにも種類があるとは思っていなかったの、少しおどろきました。

そこで気がついたのですが、私は何か物を買うときに、“消費税”という税金をはらっています。消費税は国税ですから、国に税金を納めている、ということになります。

つまり、大人だけではなく、私たち子供も、「納税の義務」を果たし、政治に参加しているのです。

それにも関わらず、税金をはらわない大人がいるというのを耳にします。子供でもはらっている税金を、大人がはらわないのは、おかしいと思います。なぜ、はらわないのでしょうか。公共施設を利用しているのに。警察署や消防署などの活動に助けられているのに…。私には、わかりません。それは大人にしかわからないことなのかもしれませんが、私が大人になって、いろいろな税を納めなければならないようになったときは、たとえばはらわない人の気持ちがわかったとしても、そんな大人にはならないで、しっかり納税の義務を果たし、政治に参加する大人になりたいと思います。この日本という国の国民の一人として、そうしなければならないのだと思います。そして、私と同じように考えている人が、将来一人でも多くなってほしいです。

ここまで税金についていろいろなことを調べてきましたが、私は、税金についてのことを知るだけでなく、政治のことも少しだけ考えられたので、調べてみて良かったと思いました。いつか、私が大人になったとき、またこのことを思い出し、今の考えとどう変わっているか、比べてみたいです。そのときに、決して税金をはらわない人の考えを持たず、今のような考えを持ち続けられていたらいいな、と思います。そして、今よりももっと素晴らしい国になっていることを願います。

敦賀商工会議所

個人事業者「e-Tax」研修会

日時 11月20日(火) 午後2時～午後4時
11月21日(水) 〃
場所 敦賀商工会館 2階会議室
受講料 1,000円(パソコン使用料)
講師 敦賀税務署職員
定員 各10名 合計20名(先着順)
内容 ①開始届出書の提出
②住基カード等の事前準備
●ICカードリーダライタのドライバソフトのインストール
●住民基本台帳カードのソフトインストールと設定
③e-Taxソフトのダウンロード
④確定申告書の作成・送信
⑤実例研修

主催／敦賀商工会議所 共催／敦賀青色申告会
■お問い合わせ先 敦賀商工会議所 中小企業相談所まで
(神楽町2-1-4 TEL22-2611)

敦賀青色申告会

e-Taxは「**パソコン用会計ソフト**
ブルーリターンA」で!!

青色申告会の会計ソフト「ブルーリターンA」が平成19年分の決算・確定申告より、e-Taxに対応するようになります。(20年1月の予定)
ブルーリターンAで作成した決算書および所得税・消費税確定申告書等のデータを、簡単にしかも短期間で送信できるように工夫されています。

会員斡旋価格	18,900円
保守料(3年分)	9,450円
合計価格	計 28,350円(税込)

無料体験版をダウンロードできます

<http://www.bluereturna.jp/> 是非ご利用ください!!

■お問い合わせ先 敦賀青色申告会事務局
(神楽町2-1-4 敦賀商工会議所内 TEL23-6794)

租税教育推進校表彰

金沢国税局・敦賀税務署では、児童・生徒に対する租税教育の推進に特に功績のあった両校に感謝状を贈呈します。

金沢国税局長表彰 敦賀市立咸新小学校 敦賀税務署長表彰 若狭町立三方中学校

高校生の税に関する作文

452点の税に関する高校生の作文が寄せられました。

安井清恵さん(美方高1年)に金沢国税局長賞
敦賀税務署長賞に原田温子さん(敦賀気比高2年)、一瀬美佳さん(同)

「税金があるから」

美方高校 1年1ホーム 安井清恵

私はこの春、義務教育を終えて高等学校に進みました。中学校から高校に変わってから今まで全くといっていいほど感じていなかった税金のありがたさを感じるようになりました。

中学校では毎日給食が出ていました。それが当たり前になっていたために、給食が出るありがたさを感じたことがなく、ましてや税金のありがたさなど考えたこともありませんでした。しかし、高校になってから給食がなくなったことで、毎日お弁当を作らなければいけないし、栄養をバランスよくとることが難しくなり、給食の大切さに気付きました。そして、給食を私たちに提供してくれていた税金のありがたさを痛感しました。

また、教科書を中学校では税金で支払ってもらっていました。しかし、高校になってからは、自分で負担しなければいけなくなりました。教科書を自分で買った時、ものすごく高いお金を支払わなければならず、とても驚きました。今までは、私は教科書にこれだけのお金がかかるとは思ってもいませんでした。

ところで現在、税金が正しく使われていないと問題になっています。膨大な量の税金が無駄遣いされていたりするのが現状です。そんなことを聞いて私は、税金の制度をやめればいいじゃないかと思ったこともありました。

しかし、税金は、私たちの知らないところ、気づかないところでいろいろと私たちの生活を支えてくれています。少し気を付けて生活の周りを見てみると、税金で支えられているものをたくさん見つけることができます。いつも歩く道路やトンネル、橋、救急車や消防車。それから、病院での医療費の負担。私たちが一人でお金を出しても、絶対に手に入れられるものではありません。あ

まりに巨大なお金がかかってしまいます。税金のありがたさは、税金が一度なくなると気付くことができないかもしれません。しかし、私たちは税金の大切さに気付かなければいけないと思います。税金の大切さを感じながら生活するべきだと思います。

では、どうすればよいのでしょうか。私は、国に税金がなかった場合に国民が支払わなければならない本当の額を、国民に対して丁寧に示すべきだと思います。実際、小学校・中学校の教科書がいくらかするのか、私たちは知らずに使ってきました。教科書の裏をみても0円と書かれていて、本当に無償だと思っていたこともあります。大人の土台を築く大事な時期である子どもの頃に、そういう意識でものを使っていると、ものを大切に使うという心が生まれにくいのではないのでしょうか。税金がなかった場合にかかる額を国が国民に示すことによって、国民は税金のありがたさを常を感じるようになったり、税金をもっと理解するようになると思います。

私たち国民が、常に税金のありがたさを感じながら生活していくことで、税金に対する期待も大きくなると思います。そうなれば、税金を払おうとしない人が減るかもしれません。また、国民の期待を感じた国や役人が、その期待に応えようとするようになり、無駄遣いがなくなるかもしれません。私たち国民から、税金に対する意識を、より良いものにしていくことで、今ある数々の税金問題が解決していくのではないのでしょうか。

今回、この作文を書くにあたり税金のことについて深く考えることができました。まだ学生の私は消費税ぐらいしか直接、税として払っていないけれど、税金を払っているんだという意識をもってお金を払うようにしようと思います。そうしたら、税金がもっと身近なものになるはずです。国民が税金を信頼し、国が国民の税金を信頼できるような将来が来るといいなと思います。

敦賀間税会 35 周年記念植樹を実施

昭和48年1月に誕生した敦賀間税会（川上良造会長）が、今年、おかげさまで創立35周年を迎えることができました。

35周年を記念してさまざまな事業が行われましたが、その一つとして、3月26日に気比神宮境内において記念植樹を行いました。これは30周年に引き続いての行事となります。

川上会長をはじめ各委員会役員の立会いのもと、しだれ桜・ソメイヨシノがそれぞれ植えられました。

35年間、ここまで活動してこれたことに感謝し、敦賀間税会及び各委員会の今後の発展と躍進を、桜の成長とともにずっと見守っていきたいと思います。



酒類販売免許者としての使命！！

未成年者の飲酒防止と飲酒運転の根絶を図るため、当組合では、事業の推進に全力を傾注し、その運動に万全を期しております。

特に未成年者の飲酒防止の対策の一つに、店内にその表示基準により、説得力、実効性を高めてまいりました。

平成19年10月1日以降は、その表示内容が次の様に改正されました。

次世代を背負う青少年の健全育成に最大の尽力を決意致しております。

改正前

お酒コーナー

未成年者の飲酒は法律で禁止されています。



改正後

お酒コーナー

20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

敦賀小売酒販組合

自動車税の減免制度の一部緩和について

身体障害者、戦傷病者、知的障害者および精神障害者の方が日常生活を営む上で不可欠な自動車について、一定の要件に該当する場合に減免が受けられます。減免申請の提出期限が緩和されましたのでお知らせします。

自動車を新規に取得した場合の申請期限

(改正前) 自動車登録時

(改正後) 自動車登録時または登録後1ヶ月以内

自動車を所有している場合の申請期限

(改正前) 自動車税納期限まで（全額減免）

(改正後) 自動車税納期限まで（全額減免）

自動車税納期限後から翌年2月末日まで（申請のあった月の翌月から月割りで減免）

○その他、詳しくは下記までお問い合わせください。

嶺南振興局二州税務部(TEL0770-22-0053)・若狭税務部(TEL0770-56-2223)



《個人事業税の第2期分の納税期限は11月30日(金)です。納期内に納付しましょう》

年末調整説明会の開催案内

開催日時		場所	対象者
11月22日(木)	午前10時～12時	プラザ萬象小ホール (敦賀市東洋町)	敦賀市の法人、官公庁
	午後2時～4時		敦賀市の個人、美浜町
11月27日(火)	午前10時～12時	三方公民館	若狭町

税源移譲に伴う住民税(市・町・県民税)の 新たな控除制度について



平成18年中と19年中の所得の変動に係る経過措置が設けられました (平成19年度分住民税のみ適用)

税源移譲により、ほとんどの方は所得税が減り、そのぶん住民税が増えるようになりました。

しかし、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなった場合、平成19年度の住民税で税負担が上がった分を、平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまいます。

このため、平成18年中の所得と平成19年中の所得変動に伴う負担増を調整するため、平成19年度分の住民税を移譲前の住民税額まで減額する経過措置が設けられました。

ただし、この調整措置を受けるには申告が必要です。

対象者

次の①及び②を満たす方

- ①平成19年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）
＞所得税との人的控除額の差の合計額
- ②平成20年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）
≤所得税との人的控除額の差の合計額



申告時期

平成20年7月1日から平成20年7月31日までに、平成19年度分の住民税を課税した市町村（基本的には平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村）に申告してください。

住民税で住宅ローン控除ができる調整措置が設けられました (平成20年度分から平成28年度分までの住民税に適用)

税源移譲により所得税が減少することで、住宅ローン控除限度額が所得税から控除しきれなくなる場合があります。

このため、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた分については、所得税で控除できなかった分を翌年度の住民税で控除できるようになりました。

ただし、この調整措置を受けるには申告が必要です。

対象者

次の①または②を満たす方

- ①税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税より大きくなり、控除しきれなくなった方
- ②住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

申告時期

その年の3月15日（平成20年は3月17日）までに市町村に申告してください。

なお、所得税の確定申告を行う場合は、住宅借入金等特別税額控除申告書を所得税の確定申告書とともに税務署へ提出してください。